

議案第67号

備前市日生鹿久居島古代体験の郷まほろば設置条例の一部を改正する条例の制定
について

備前市日生鹿久居島古代体験の郷まほろば設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市日生鹿久居島古代体験の郷まほろば設置条例の一部を改正する条例

備前市日生鹿久居島古代体験の郷まほろば設置条例(平成17年備前市条例第180号)の一部を次
のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条、第14条、第17条関係)

区分	使用料	
	入郷料	大人(中学生以上)
	小人(4歳以上小学生以下)	1人1回につき 200円
	幼児(3歳以下)	無料
宿泊料	大人・小人	1人1泊につき 6,000円
	幼児	無料

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日から施行の日にかけての1泊に係る使用料については、なお従前の例による。